

木材合法性確認 DD 審査認証事業 実施規程

制定 令和7年3月27日

第1条（目的）

木材を取り扱う事業者が、木材、木材製品等の合法性を確認するために行う、トレーサビリティの確認などのデューデリジェンス（以下「DD」という。）の適合性の審査を、第三者として認証する事業である。

第2条（申請者）

木材を取り扱う事業者は、自らが行っているDDの適合性審査の認証について、公益社団法人森林・自然環境技術教育研究センター（以下「JAFEE」という。）に申請することができる。

第3条（適合性審査の認証）

JAFEE が行う DD の適合性審査の認証には、個々の取引あるいは物件に係る木材、木材製品等のトレーサビリティを確認する個別審査の認証と、木材を取り扱う事業者が行う DD の実施体制を審査するシステム審査の認証がある。

2 個別審査の認証については、直近1年間以内に行われた個々の取引あるいは物件を対象とする。

3 システム審査の認証については、申請があった時点における DD の実施体制を対象とする。

4 システム審査の認証の有効期間は5年間とし更新することができる。木材関連事業者は、有効期間中、審査機関による定期審査を受けなければならない。

第4条（判定委員会）

JAFEE は、DD の適合性審査の認証に関する知見を有する有識者で構成される判定委員会を設置する。

2 判定委員会の委員は JAFEE 会長が委嘱する。

3 判定委員会の委員長は委員の互選による。

4 判定委員会の判定は過半数によって決するものとし、同数の場合は委員長が決するものとする。

5 判定委員会の委員の謝金は、JAFEE の規定により支払う。

第5条（審査機関）

JAFEE は、判定委員会の意見を聴いたうえで、DD の適合性審査を行う審査機関を指定する。

2 審査機関は、木材を取り扱う事業者の DD の適合性を審査するために、審査能力を有する審査員を配属していなくてはならない。

3 審査員に要求される審査能力は次の要件に該当しなくてはならない。

- (1) 5年以上の森林認証制度等の適合性審査の経験を有する者
- (2) 正規の職員として3年以上の木材関連産業および研究機関における従事、または3年以上の認証機関での木材関連審査の経験を有する者
- (3) マネージメントシステムについての知識およびトレーニングの受講経験を有する者
- (4) 大学学部卒業以上の資格を有する者

第6条（審査）

JAFEE に DD の適合性審査の認証を申請しようとする木材を取り扱う事業者は、JAFEE が指定した審査機関に審査を依頼しなければならない。

2 木材を取り扱う事業者と審査機関は審査に関する契約を締結しなければならない。

3 審査機関は、審査が終了した時点において、その費用について契約に基づいて精算を行い、木材を取り扱う事業者はその費用を審査機関に支払わなければならない。

第7条（審査機関の審査基準）

審査機関は、個別審査にあたって、木材を取り扱う事業者の個々の取引あるいは物件について、木材、木材製品等のトレーサビリティが以下の基準に適合していることを確認したうえで、トレーサビリティ確認報告書を作成しなければならない。

- (1) 伐採にあたって、原木の生産された国又は地域の森林に関する法令等に照らして手続きが適正になされたものであること
- (2) 中長期的な計画又は方針に基づき管理経営されている森林に由来するものであること
- (3) 伐採にあたって、生態系が保全され、泥炭地や天然林を含む環境上重要な地域が適切に保全され、森林の農地等への転換に由来するものではないこと
- (4) 森林の利用にあたって、先住民や地域住民の権利が尊重され、事前の十分な情報提供に基づく自由意思による合意形成が図られていること
- (5) 伐採に従事する労働者の労働安全・衛生対策が適切に取られていること

(6) FSC、PEFC、SGEC などの認証材は上記の要件への適合性が高いものとして認める

2 審査機関は、システム審査の予備審査にあたって、木材を取り扱う事業者が行う DD の実施体制が以下の基準に適合していることを確認したうえで、DD システム適合性確認報告書を作成しなければならない。

- (1) 原料調達方針を定め、合法性に関する DD システムの実施マニュアルを作成していること
- (2) 木材、木材製品等の合法性について、伐採地域から木材を取り扱う事業者に至るサプライチェーンのトレーサビリティを把握・確認していること
- (3) DD の実施にあたって、内部監査を実施するとともに、その取り組みをホームページ、環境報告書等で公表していること
- (4) 社内の DD 担当責任者を明確にするとともに、PDCA サイクルによる DD システムの実施体制を整備していること
- (5) 関連書類を 5 年以上保管すること
- (6) FSC、PEFC、SGEC などの認証取得は上記の要件への適合性が高いものとして認める

第 8 条（認証申請）

自ら行っている DD の適合性審査の認証を申請しようとする木材を取り扱う事業者は、JAFEE に別途様式の申請書及び審査機関が作成した審査結果を提出しなければならない。

第 9 条（認証対象）

木材を取り扱う事業者が行う DD の適合性を審査した審査機関の審査結果を認証対象とする。

2 審査結果は、トレーサビリティ確認報告書、あるいは DD システム適合性確認報告書である。

第 10 条（認証主体）

DD の適合性審査の認証については、審査機関の審査結果に基づいて JAFEE が行う。

2 その認証にあたっては、判定委員会の意見を聴くものとする。

第 11 条（適合性審査認証書）

個別審査あるいはシステム審査について、の結果、その適合性が確認できた場

合には、JAFEE は申請者に対して適合性審査認証書を発行するものとする。

2 適合性審査認証書発出後にその有効性に疑義が生じた場合には、判定委員会の意見を聴いたうえで、適合性審査認証書を取り消すものとする。

3 システム審査の適合性審査認証書の有効期間は5年間とし、その期間中、審査機関はDDシステムの適合性について定期審査（1年次あたり1回以上）を行い、その結果をJAFEEに報告しなければならない。

4 JAFEE は定期審査の報告について判定委員会の判定を求めるとともに、改善の必要があれば、木材を取り扱う事業者に通告するものとする。

第12条（認証及び判定費用）

適合性審査認証の認証費用は、個別認証が10万円、システム審査は30万円（更新審査は20万円）、定期審査の判定費用が10万円とする。

2 JAFEE は、適合性審査認証書の発行後に木材を取り扱う事業者に認証費用を請求するものとする。

3 JAFEE は、定期審査の判定後に判定費用を木材を取り扱う事業者に請求するものとする。

第13条（異議申し立て）

適合性審査認証の結果、定期審査の判定、あるいは適合性審査認証書の取り消しに異議のある申請者は、その旨をJAFEEに申し立てることができる。

2 JAFEE は、判定委員会の意見を聴いたうえで、異議申し立てに対する回答を行うとともに、必要な措置を講じることができる。

第14条（その他）

本規程で決められていない事項については、別途定めることができるものとする。

附則

この規程は、令和7年3月27日から施行する。

判定委員会委員名簿

令和7年3月27日現在

委員 藤原敬 (一財) 林業経済研究所フェロー研究員

委員 今野知樹 (株) 森里川海生業研究所研究員

委員 田中万里子 元東京経済大学講師、元東京農業大学講師